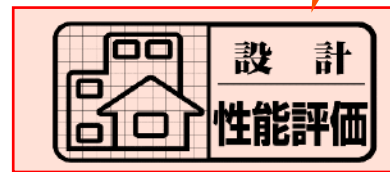


設計住宅性能評価書のイメージ  
(一戸建ての住宅の場合)



住宅の品質確保の促進等に関する法律  
第5条第1項に基づく

# 設計住宅性能評価書

(一戸建ての住宅)

(申請者の住所)  
(申請者の氏名又は名称) 様

下記の住宅に関して、評価方法基準（平成13年8月14日国土交通省告示第1347号（最終改正 令和4年3月25日国土交通省告示第378号））に基づき評価を行った結果について、次の通り相違ないことを証します。

〔 なお、上記は評価方法基準に基づいて評価を行った結果であり、時間経過による変化がないことを保証するものではありません。 〕

## 記

- 建築主 (氏名又は名称) (連絡先)
- 設計者 (氏名又は名称) (連絡先)
- 住宅の名称 ②建物の所在地
- 住宅の所在地

以上

評価書交付年月日	年 月	③住宅性能評価機関の名称および押印
評価書交付番号	-	-
登録住宅性能評価機関名	印	
機関登録番号		
評価員氏名		

### ●特記事項

住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第4項に基づく、住宅の構造及び設備が長期使用構造等であるかどうかの確認の結果

確認の結果 □ : 適合 □ : 不適合

申請書等記載の住宅の床面積（複数階を有する場合は各階） m<sup>2</sup>

注) 点線囲み部分は、長期使用構造等であることの確認が併せて行われたい場合は記載不要。

－住宅に関する基本的な事項（設計住宅性能評価申請書により確認したものである）－

事項	内容	
住宅の階数	地上（ 階 ）	地下（ 階 ）
住宅の面積	建築面積（ m <sup>2</sup> ）	延べ面積（ m <sup>2</sup> ）
住宅の構造	（ 造 ） 一部（ 造 ）	

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第1条第八号に基づき住宅の性能に関し日本住宅性能表示基準に従って表示すべき事項ごとの住宅性能評価の実施の有無を下記の通り明示する。

実施	評価事項	実施	評価事項
<input checked="" type="checkbox"/>	1-1 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）	<input type="checkbox"/>	5-1 省エネルギー対策等級（5-1 断熱等性能等級）（※）
<input type="checkbox"/>	1-2 耐震等級（構造躯体の損傷防止）	<input type="checkbox"/>	5-2 一次エネルギー消費量等級（※）
<input checked="" type="checkbox"/>	1-3 その他（地震に対する構造躯体の倒壊等防止）		
<input type="checkbox"/>	1-4 耐風等級（構造躯体の倒壊等防止）		
<input type="checkbox"/>	1-5 耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止）		
<input checked="" type="checkbox"/>	1-6 地盤又は杭の許容支持力等及び基礎の構造方法及び形式等		
<input checked="" type="checkbox"/>	1-7 基礎の構造方法及び形式等		
<input type="checkbox"/>	2-1 感知警報装置設置等級（自住戸用）		
<input type="checkbox"/>	2-4 脱出対策（火災時）		
<input type="checkbox"/>	2-5 耐火等級（延焼のおそれのある部分）		
<input type="checkbox"/>	2-6 耐火等級（延焼のおそれのある部分）		
<input checked="" type="checkbox"/>	3-1 劣化対策等級（構造躯体等）		
<input checked="" type="checkbox"/>	4-1 維持管理対策等級（専用配管）		

※5-1又は5-2若しくは両方の選択が必須項目

**④耐震等級割引・免震建築物割引の確認**  
 割引内容は以下の項目に応じて異なります。  
 お持ちの資料をご確認いただき、正しい割引を選択ください。

「1-1 耐震等級」の項目が

- ・ 3の場合：耐震等級3級
- ・ 2の場合：耐震等級2級
- ・ 1の場合：耐震等級1級
- ・ 「評価対象外（免震建築物）」の場合：免震建築物割引

項目	結果	
1.構造の安定に関すること	1-1耐震等級 (構造躯体の倒壊等防止) <input type="checkbox"/> 評価対象外(免震建築物)	地震に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ 3 極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの)の1.5倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度 2 極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの)の1.25倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度 1 極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの)に対して倒壊、崩壊等しない程度
	1-3その他 (地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止) <input type="checkbox"/> 免震建築物 <input type="checkbox"/> その他	評価対象建築物が免震建築物であること
	1-6地盤又は杭の許容支持力等及び基礎の構造方法及び形式等	地盤又は杭に見込んでいる常時作用する荷重に対し抵抗し得る力の大きさ及び地盤に見込んでいる抵抗し得る力の大きさの根拠となった方法
	1-7基礎の構造方法及び形式等	
3.劣化の軽減に関すること	3-1劣化対策等級(構造躯体等)	3 通常想定される自然条件及び維持管理の条件の下で3世代(おおむね75~90年)まで、大規模な改修工事が必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている 2 通常想定される自然条件及び維持管理の条件の下で2世代(おおむね50~60年)まで、大規模な改修工事が必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている 1 建築基準法に定める対策が講じられている

**④耐震等級割引・免震建築物割引の確認**  
 「1-3 その他」の項目が

- ・ 免震建築物の場合：免震建築物割引

※「その他」にチェックがあっても免震建築物の証明とはなりません。

下記4点が記載されていることを確認のうえ、**該当するページを全てアップロードください。**

- ①表紙右上の「性能評価」マーク
- ②建物の所在地
- ③住宅性能評価機関の名称および押印
- ④耐震等級1~3 もしくは免震建築物に該当していること